

(目的)

第1条 本規程は、東海学園大学学則（以下「学則」という。）第37条第4項の規定に基づき、本学の学生が外国の大学・研修機関に留学する場合の取り扱いを定める。

(外国の大学・研修機関の定義)

第2条 本規程でいう外国の大学・研修機関とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、またはこれに相当する研修機関をいう。

(留学の定義)

第3条 本規程でいう留学とは、本学の許可を受けた外国の大学・研修機関において、修学に必要な特定の授業科目を履修し、単位取得することをいう。

(留学の種別)

第4条 本規程でいう留学の種別は、以下の3種類とする。但し、これらの留学に関する必要事項は、別に定めるものとする。

(1) 本学と外国の大学との留学生交換（正規課程の交換留学及び短期交換留学）に関する覚書に基づき、本学が派遣する留学を「交換留学」という。

(2) 本学と外国の大学との留学生派遣に関する覚書に基づき、本学が派遣する留学を「派遣留学」という。

(3) 上記以外で本学が留学として認定したグループ型プログラムを「認定留学」という。

2 前項各号以外の留学の取り扱いについては、本規程を準用する。

(留学の資格)

第5条 留学することができる者は、留学目的が適切で学業、人物ともに優秀と認められる者に限り認めるものとする。

(事前指導)

第6条 留学を希望する者に対しては、留学先の大学等の履修すべき授業科目・単位数等について、所属学部・学科の教員または国際交流委員会が事前に適切な指導をする。

(留学の手続)

第7条 留学を希望する者は、留学の種別に応じ、所定の期間内に、必要事項を記載した書類を国際交流委員会に提出するものとする。

2 提出書類は次のとおりとする。但し、留学の種別に応じて、提出に必要な書類は別に定める。

(1) 留学プログラム参加申込書（本学所定のもの）

(2) 誓約書（本学所定のもの）

(3) 振替単位を希望する科目・単位を示す書類

(4) その他本学が必要と認めた書類

(審査)

第8条 留学を希望する者には、国際交流委員会が留学の種別に応じて、審査を行う。

(留学の許可)

第9条 留学の許可は、国際交流委員会の議を経て、学長が行う。

(留学期間)

第10条 留学期間は、通算1年までとする。

(留学期間中の学費)

第11条 留学中の学納金は、本学に全額納入するものとする。

2 留学先の大学等の学費は自己負担とする。但し、覚書等に基づき免除される場合はこの限りではない。

(単位の振替認定)

第12条 留学期間に留学先の大学で取得した単位については、本学の卒業の要件となる単位に振替認定することができる。

2 卒業の要件となる単位として振替認定を希望する者は、次の書類を教務課に提出するものとする。

(1) 留学単位認定申請書（本学所定のもの）

(2) 留学先の大学が作成した成績評価基準を証明する書類

(3) その他本学が必要と認める書類

3 留学の種別に応じて、提出に必要な書類は別に定める。

4 単位の振替認定については、外国留学で取得した単位の認定に関する規程による。

(その他)

第13条 学長は、留学決定後出発までの期間及び留学の期間中、次の各号のいずれかに該当する場合は、国際交流委員会の議を経て、留学を取り消すことができる。

(1) 学生査証が認められない場合

(2) 留学の内容が届け出なく変更された場合

(3) 提出書類に虚偽の申請があった場合

(4) その他、本学の学生としてふさわしくない行為があった場合

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

本規程は、令和4年4月1日から施行する。